

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月28日(水) 14時00分～14時40分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会 長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委 員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	崇 訓親	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一
	19番	渡邊 直行			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	————	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 非農地証明申請について

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

審議事項(3) 「令和6年後農業委員等の最適化活動の点検・評価」の決定について

第3 議案(報告事項)

報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第16号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

報告第17号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて

報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第20号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

報告第21号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて

報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取消しについて

報告第23号 農地改良届出による通知について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 木田 健太 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 議事録署名は10番・高橋泰登委員、11番・佐々木崇委員にお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。
事務局	それでは、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第22号、申請番号63番から75番までを議案書をもとに説明） 申請番号63番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町中野の3筆、現況地目は田が2筆、畑が1筆、面積は合計で987㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では水稻及び野菜を栽培する申請となっております。 申請番号64番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町三成の1筆、現況地目は畑、面積は647㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。 申請番号65番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町畑の4筆、現況地目は田が1筆、畑が3筆、面積は合計で3,065㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規就農者としてです。 なお、当該農地で荒廃している箇所については、重機を使用し、1週間の工程で整備し、その後イチジク、各種野菜の苗を植える計画で、将来的にはJA等へ出荷する申請となっております。 申請番号63番から65番までの申請については、5月12日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号66番、権利の種類は期間5年間の使用貸借権の設定です。 申請地は原田町梶山田の1筆、現況地目は田、面積は2,529㎡です。 貸し渡し理由は高齢による経営縮小、借り受け理由は新規就農者としてです。 なお、当該農地は藍染めに使用する藍及び棉を栽培する申請となっております。 この申請については、5月2日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号67番、権利の種類は期間10年間の賃借権の設定です。 申請地は御調町下山田の1筆、現況地目は田、面積は1,424㎡です。 貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地は水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、5月7日、事務局職員が現地確認を行いました。 申請番号68番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は向東町の4筆、現況地目は畑、面積は合計で665㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。 この申請については、5月7日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号69番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は178㎡です。
譲り渡し理由は病弱による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、自家消費用のイチジクを栽培する申請となっております。

申請番号70番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町岩子島の7筆、現況地目は畑、面積は合計で2,545.94㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
なお、当該農地では柑橘と野菜を栽培する申請となっております。

申請番号71番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の5筆、現況地目は畑、面積は合計で1,125㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地は、自家消費用の野菜を栽培する申請で、報告第17号に掲載の許可処分
の取消しと同様の農地で、譲受人が変更した内容となっております。
申請番号69番から71番までの申請については、5月7日、吉原委員、奥本推進委員と
事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号72番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島土生町の1筆、現況地目は畑、面積は207㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。

申請番号73番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島三庄町の1筆、現況地目は畑、面積は198㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるため
です。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号74番、権利の種類は期間1年間の賃借件の設定です。
申請地は因島三庄町の1筆、現況地目は畑、面積は2,049㎡です。
貸し渡し理由は兼業による経営縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
申請番号72番から74番までの申請については、5月8日、村上正委員、宮地推進委員
と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号75番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町垂水の1筆、現況地目は畑、面積は105㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、5月9日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行
いました。

申請番号63番から75番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許
可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号63番から75番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の
挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第23号、申請番号5番から7番を議案書をもとに説明)

申請番号5番、所在は木ノ庄町木梨の1筆、地目は田、農振農用地区域外、462㎡のうち238㎡の一部転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分第2種農地に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積55.48㎡、駐車場1区画、合併浄化槽が計画されています。

申請人はこの度、自身の土地を利用し、住宅として使用したいというものです。

この申請については、5月2日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6番、所在は因島三庄町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、513㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積92㎡、駐車場1区画、合併浄化槽、物干し場、庭園が計画されています。

申請人はこの度、自身の土地を利用し、住宅として使用したいというものです。

この申請については、5月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号7番、所在は因島重井町の2筆、地目は畑、農振地域外、合計200.16㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積126.36㎡、駐車場3区画、合併浄化槽が計画されています。

申請人はこの度、自身の土地を利用し、住宅として使用したいというものです。

この申請については、5月8日、村上智彦委員、松浦委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号5番から7番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第 24 号、申請番号 71 番から 75 番を議案書をもとに説明)

申請番号 71 番、申請内容は使用貸借権による権利の設定です。
所在は西藤町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、307㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。
転用目的は養魚池で、スッポン養殖場、4 区画、建築面積 48.6㎡が計画されています。

譲受人はこの度、申請地を借り受け、スッポンの養殖事業地として使用したいというものです。

この申請については、5 月 2 日、渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 72 番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は御調町大蔵の 1 筆、地目は田、農振農用地区域外、1276㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル 172 枚、発電量 49.5kw が計画されています。

譲受人は香川県に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件は F I T 制度の対象外の事業となっております。

この申請については、5 月 7 日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号 73 番、申請内容は寄付による所有権の移転です。
所在は因島三庄町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、139㎡の転用事案です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。
転用目的は駐車場全 8 区画になります。

譲受人は申請地に隣接する宗教法人で、譲渡人は当宗教法人の代表役員であり、代表役員から宗教法人に寄付をされるものになります。

なお、申請地は既に駐車場用地となっていることから、申請に際しては顛末書が添付されています。

この申請については、5 月 8 日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号 74 番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。
所在は因島中庄町の 1 筆、地目は畑、農振区域外、394㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第 3 種農地に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、駐車場 3 区画、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は譲り渡し人の息子であり、この度申請地を無償で借り受け、住宅を建築したいというものです。

この申請については、5 月 8 日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号 75 番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は瀬戸田町福田の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、96㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。
転用目的は資材置場用地で、事業用資材及び車両置場が計画されています。

譲受人は瀬戸田町内に本店を置く鋼材の加工及び販売業などを営む法人で、資材置場が不足していることから、令和6年9月に本申請地の隣接地を取得され、加工鋼材などの資材や事業用の車両置場として、農地法第5条の規定による許可を行っています。

この度、申請地を取得し、隣接地と一体の資材置場用地として利用したいというものです。

この申請については、5月9日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行っています。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、隣接する農地所有者等に対し事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されています。

なお、一部には隣接所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、太陽光事業が周辺地域と調和のとれた事業となるよう、申請人に対しては引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号71番から75番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第25号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第25号 非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第25号、申請番号20番及び25番を議案書をもとに説明)

申請番号20番、東則末町の1筆、現況地目は宅地、面積は9.91㎡です。

利用状況は、平成7年頃に住宅を建築し、住宅敷地として利用され、現在に至っている状況です。

農振区域外、第3種農地、市街化区域です。

この申請の農地については、5月12日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号21番、木ノ庄町畑の9筆、現況地目は原野、面積は合わせて1,462.61㎡です。

利用状況は平成10年頃より耕作を放棄し、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。

農振農用区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請の農地については、5月12日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号２２番、木ノ庄町木梨の２筆、現況地目は山林、面積は合わせて９０８㎡です。
利用状況は、昭和４１年以後耕作を放棄し、現在は雑草や雑木等が繁茂し、山林化している状況です。
農振農用地区域外、第２種農地、都市計画区域外です。
この申請の農地については、５月２日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号２３番、浦崎町の２筆、現況地目について、前者は雑種地、後者は原野及び宅地、面積は合わせて２９３．９１㎡です。
利用状況は、前者は平成２１年以前よりコンクリート舗装がなされ、雑種地として利用されています。
後者は、建物が建っていますが、現在は空き家となっており、建物に進入する事が困難な程、建物の周囲は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。
農振農用地区域外、第２種農地、都市計画区域外です。

この申請の農地については、５月２日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、前者は雑種地、後者は原野及び宅地に判定されました。

申請番号２４番、向島町の４筆、現況地目は宅地、面積は合わせて１３５．２５㎡です。
利用状況は昭和２４年頃に住宅を建築し、住宅敷地として利用され、現在に至っている状況です。
農振農用地区域外、第２種農地、市街化調整区域です。
この申請の農地については、５月７日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号２５番、因島大浜町の２筆、現況地目は宅地、面積は合わせて１２９㎡です。
利用状況は、昭和４９年頃に隣地に建物を建築し、一体の住宅敷地として利用され、現在に至っている状況です。
農振農用地区域外、第２種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。
この申請の農地については、５月７日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号２０番から２５番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議 長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課
職員

今回は６件、合計２７筆について意見を求めます。
まず１件目、番号１番から２番、因島重井町の２筆、合計５，１０８㎡についてです。
農地中間管理機構から転貸後は、地域計画に位置付けられた担い手の野菜と柑橘の生産用地として使用されます。
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和１７年６月３０日までと令和２７年６月３０日までです。

続いて2件目、番号3番から6番、御調町丸河南の2筆と御調町丸門田の2筆、合計4筆7,078㎡についてです。

転貸後は法人の水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までと令和9年4月30日までです。

続いて3件目、番号7番から9番、御調町綾目の3筆、合計5,980㎡についてです。

転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和17年3月31日までです。

続いて4件目、番号10番から20番、瀬戸田町荻の11筆、合計7,573.75㎡についてです。

転貸後は認定農業者の柑橘の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和17年6月30日までです。

続いて5件目、番号21番から24番、御調町大田の4筆、合計2,352㎡についてです。

転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年6月30日までです。

最後に6件目、番号25番から27番、木ノ庄町木門田の3筆、合計2,347㎡についてです。

転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和12年9月30日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質疑等なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

農林水産課の方、ご苦労様でした。

議 長

次に、審議事項(3)「令和6年度農業委員会等の最適化活動の点検・評価」の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

「令和6年度農業委員会等の最適化活動の点検・評価」について説明いたします。

まず、この最適化活動の点検・評価については、令和4年2月2日付で農林水産省経営局長により、最適化活動の成果目標、活動目標を設定し、その目標に照らして点検・評価を行い、毎年6月末までに公表すること、また県知事に報告することが通知されています。そのため、今回、令和6年度の最適化活動の目標に対する点検・評価について、説明させていただきます。

それでは、令和6年度農業委員会等の最適化活動の点検・評価について、資料をご覧ください。

I 農業委員会の状況についてですが、ここには令和6年4月1日現在の、農林業センサスや面積統計の数字を参考に記載しております。

次のページ、II最適化活動の実施状況についてです。

1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積についてですが、①の現状には令和6年度当初の担い手への農地集積の状況、②には令和6年度の目標値として設定したものを記載しております。

その目標に対する実績を③に示しております。

令和6年度中に担い手（認定農業者）へ新たに集積された面積は4.5ha、担い手への年度末の累計集積面積は427haで、集積率15.0%となりました。

集積率の当初目標が17.1%に対し、実績が15.0%ですので、達成状況は88.0%、点検結果として、担い手の規模拡大や新規参入による農地集積はいくらか進んだが、目標を達成することはできなかった、という結果となりました。

次に(2)の遊休農地の発生防止・解消についてです。

こちらも①は令和6年度当初の現状、②は令和6年度の目標設定数値等を入れていきます。

目標値として、緑区分の遊休農地の解消目標面積2.8ha、また令和5年度に緑区分と判断された1.5haについても全部解消する目標としていました。

③の実績ですが、令和6年度の解消面積は0ha、達成状況は0%です。

次の④「その他」は、利用状況調査とその後の利用意向調査の実施状況を記載しております。

点検結果としましては、遊休農地の営農再開を図ることができず、目標を達成することはできなかったという点検結果となりました。

次に(3)の新規参入の促進についてです。

①の現状及び課題には、令和3年度から令和5年度までの新規参入の状況を、②は令和6年度の目標設定数値、この数字は、新規参入者への貸付のために、農地所有者の同意を得た上で公表することのできる農地の面積の目標値4.6haを記載しております。

③実績ですが、農地バンクへの登録農地、合計5.6haをホームページ上で公表しましたので、その面積5.6haを挙げております。

達成率は121.7%でした。

点検結果として、農地バンク制度の実施により、貸付け等の意向がある農地の情報を多く収集・公開することができ、目標を上回ることできたという結果になりました。

続いて、2最適化活動の活動目標についてです。

(1)最適化活動を行う日数目標と(2)の活動強化月間の設定の①目標には、令和6年度当初に設定した目標を、②には実績を記載しております。

強化月間については年3回、目標どおりに実施したことを記しています。

(3)新規参入相談会への参加については、年1回1人を参加するように設定しておりますが、参加しておりませんので、ゼロとしております。

その下の目標の達成状況の評語の欄に、目標に対して期待どおりの結果が得られたと記載しておりますが、別表「目標の達成状況の評語の適用方法」の表2を参考に、達成状況をもとに点数をつけると合計8点になりますので、表1の5点以上10点未満となり、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなりました。

その下の推進委員等の点検評価の結果については、各評語に該当される委員さんの人数をそれぞれ記載しております。

活動日数を多くしないと、表1の15点以上はなかなかとれないような状況です。

議 長	次に別紙様式 3 の方を見てください。 委員さんの活動報告をまとめたものです。 (1) 最適化活動の実施状況について、ですが、活動日数は 1 6 9 3 日、活動報告が提出されたものです。 目標は 2 6 6 4 日ですので、6 3 . 6 % の達成率となりました。 そのうちの最適化活動について、回数・人数を示しています。各活動項目に「回」とある項目については回数、それ以外については人数を示しております。 話合いの参加回数については、地域計画に関する会議などを入れています。 関係機関との打合せの実施回数については、勉強会等を入れています。 (2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果について、①の成果目標の達成状況については、別紙様式 5 で説明した数字が入っています。 ②の自己点検・評価については、委員さんから提出された点検・評価を箇条書きして人数を入れています。 別紙様式 5 に戻りまして、Ⅲ事務の実施状況についてですが、1 の総会については毎月 1 回、年 1 2 回、2 の 3 条許可については 1 6 9 件、3 の転用、許可案件については 1 9 4 件を処理しました。 4 の違反転用への対応については、0 . 4 4 h a に対応し、0 . 4 2 h a の違反転用を解消した、という結果です。 以上が最適化活動の点検・結果の説明となります。 本日承認されましたら、県に報告し、市のホームページに公開します。 以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。 ただいま、事務局により説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。 (質疑等なし) それでは、農業委員による採決に入ります。 本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第 1 5 号から第 2 3 号までを一括して審査を行います。 質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。
各委員	(活動状況報告：省略)
議 長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。

副会長

閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。
本日はご苦労様でした。
